

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第 26 号

(所 管) 学校管理部 学務課

件 名	堺市奨学金に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	大阪府が実施する高等学校等に係る奨学金制度の拡充に伴い、本市が実施する奨学金との併給調整を適切に行うため、本件を提出するものである。
議案（報告）の 概要又は要旨	1 改正の内容 現行規則には大阪府奨学金の受給額を本市奨学金から控除する併給調整の規定を設けており、大阪府奨学金制度の拡充により多くの世帯が本市奨学金と併給調整の対象となるが、大阪府の制度拡充後において、本市奨学金を控除せず併給しても生活保護世帯及び非課税世帯と同水準の支援額に到達しないことから、本市奨学金を従来どおり、非課税世帯を除く困窮世帯の全日制・定時制高校生等に年額 60,000 円を給付するため、所要の改正を行うものである。 2 施行期日 公布の日から施行するもの
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他（ ）

議案第 26 号

堺市奨学金に関する規則の一部改正について

堺市奨学金に関する規則の一部について、次のとおり改正する。

令和 8 年 8 月 14 日
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

堺市奨学金に関する規則の一部を改正する規則

堺市奨学金に関する規則（平成２７年教育委員会規則第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成２２年法律第１８号）第３条第２項第３号に規定する保護者等」を「学校教育法第１６条に規定する保護者その他の生徒等の高等学校等の就学に要する経費を負担すべき者」に改める。

第４条第１項中「から当該給付の金額を控除した額」を「を上限として教育長が別に定める額」に改め、「この場合において、当該給付の金額が、同表に定める額以上である場合は、第６条第１項の規定による決定を行わない。」を削る。

別表第１中「区分に定める額」を「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に対する額」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

堺市奨学金に関する規則（平成２７年教育委員会規則第１５号）新旧対照表

現行	改正後（案）																				
（定義） 第2条 略 （1）～（4） 略 （5）保護者等 <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等</u> （奨学金の額及び交付の方法） 第4条 奨学金の額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、保護者等が給付金を受給する場合は、別表第1第1号に定める額<u>から当該給付の金額を控除した額</u>を支給する。<u>この場合において、当該給付の金額が、同表に定める額以上である場合は、第6条第1項の規定による決定を行わない。</u> 2 （略） 3 （略） 別表第1（第4条関係） <table><tr><th rowspan="2">学校区分</th><th rowspan="2">課程</th><th colspan="2">支給年額</th></tr><tr><th>国公立</th><th>私立</th></tr><tr><td>(1) 高等学校等</td><td>全日制 定時制</td><td>60,000円</td><td>60,000円</td></tr></table>	学校区分	課程	支給年額		国公立	私立	(1) 高等学校等	全日制 定時制	60,000円	60,000円	（定義） 第2条 略 （1）～（4） 略 （5）保護者等 <u>学校教育法第16条に規定する保護者その他の生徒等の高等学校等の就学に要する経費を負担すべき者</u> （奨学金の額及び交付の方法） 第4条 奨学金の額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、保護者等が給付金を受給する場合は、別表第1第1号に定める額<u>を上限として教育長が別に定める額</u>を支給する。 2 （略） 3 （略） 別表第1（第4条関係） <table><tr><th rowspan="2">学校区分</th><th rowspan="2">課程</th><th colspan="2">支給年額</th></tr><tr><th>国公立</th><th>私立</th></tr><tr><td>(1) 高等学校等</td><td>全日制 定時制</td><td>60,000円</td><td>60,000円</td></tr></table>	学校区分	課程	支給年額		国公立	私立	(1) 高等学校等	全日制 定時制	60,000円	60,000円
学校区分			課程	支給年額																	
	国公立	私立																			
(1) 高等学校等	全日制 定時制	60,000円	60,000円																		
学校区分	課程	支給年額																			
		国公立	私立																		
(1) 高等学校等	全日制 定時制	60,000円	60,000円																		

		通信制	当該区分に相当する給付金の <u>区分に定める額</u> と60,000円のいずれか少ない額	当該区分に相当する給付金の <u>区分に定める額</u> と60,000円のいずれか少ない額
		専攻科	当該区分に相当する給付金の <u>区分に定める額</u> と60,000円のいずれか少ない額	当該区分に相当する給付金の <u>区分に定める額</u> と60,000円のいずれか少ない額
	(2) 大学等		120,000円	120,000円

		通信制	当該区分に相当する給付金の <u>道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に対する額</u> と60,000円のいずれか少ない額	当該区分に相当する給付金の <u>道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に対する額</u> と60,000円のいずれか少ない額
		専攻科	当該区分に相当する給付金の <u>道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に対する額</u> と60,000円のいずれか少ない額	当該区分に相当する給付金の <u>道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に対する額</u> と60,000円のいずれか少ない額
	(2) 大学等		120,000円	120,000円